

【令和7年7月採用】 菰野町職員を募集します(中途採用)

1. 募集職種・採用予定人数・資格基準

募集職種区分	採用予定人数	資格基準
一般事務職員 (障がい者対象を含む)	3名程度	・高校卒業程度の学力を有する方 ・平成元年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた方 【障がい者対象の方は下記の基準も必要となります】 ・各種手帳(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳)の交付を受けている方、もしくはそれと同等と認められる診断書等の交付を受けている方 ※同等と認められる診断書等の詳細は、菰野町ホームページでご確認ください。 ・活字印刷文による採用試験の出題に対応できる方

[全職種共通資格基準＝日本国籍を有し、地方公務員法第16条に該当しない方]

2. 試験の日時、場所及び合格発表等

◆一次試験

- 試験方式：オンラインによるWEBテスト
- 受験期間：令和7年4月1日(火)午前9時から4月6日(日)午後9時の間
- 試験内容：能力検査、性格検査
- 合格発表：4月上旬に一次試験受験者全員に郵送で通知します。
※推奨環境及び注意事項については、菰野町ホームページ「行政案内」⇒「職員募集」
⇒「【中途採用】令和7年度 菰野町職員採用試験について」をご覧ください。
※ドメイン指定等の受信制限をしている場合は、@arorua.netのメールを受信できるように設定してください。

◆二次試験

- 日時及び場所：1回目 4月20日(日) 菰野町役場
2回目 一次試験合格通知の際に指定します。
- 試験内容(予定)：小論文、総合適性検査、面接
- 合格発表：二次試験受験者全員に郵送で通知します。

◆勤務開始日(予定)

令和7年7月1日(火)予定

※状況により、勤務可能な方は令和7年7月1日より前に採用されることがあります。

3. 受験手続：電子申請(インターネットによる申込み)のみ

① 事前準備

- パソコン、スマートフォン(スマートフォン以外の携帯電話には対応していません)。
※推奨環境については、菰野町ホームページ「行政案内」⇒「職員募集」
⇒「【中途採用】令和7年度 菰野町職員採用試験について」をご覧ください。
- 本人のメールアドレス
※ドメイン指定等の受信制限をしている場合は、@logoform.jpのメールを受信できるように設定してください。
- 顔写真のデータ ※6カ月以内に撮影の上半身正面向き・脱帽の写真

② 申込手順

- (1)菰野町ホームページ「行政案内」⇒「職員募集」⇒「【中途採用】令和7年度菰野町職員採用試験について」内の「受験申込はこちら」から、もしくは右のQRコードを読み取り、申込サイトへ接続し、必要事項を入力の上「送信」してください。
- (2)(1)で入力したメールアドレスに届く受付完了メールを受信して、受験申込完了となります。
※3月31日(月)に、一次試験の受検に必要なIDを発行いたします。
※受付完了、一次試験の受検に必要なIDに関するメールが届かない場合、迷惑メールボックス等に
入っている場合がありますのでご確認ください。
※受験票の発行及び送付はありません。

申込専用QR



③ 受付期間

令和7年3月15日(土)8時30分から3月30日(日)23時59分まで

4. 一次試験の出題分野

【適正検査】

能力検査:言語分野(文章理解)、非言語分野(判断、数的推理)に関する能力を問う問題 約35分
性格検査:約30分

※試験問題内容に関するお問い合わせには応じかねますのでご了承ください。

5. その他

- (1) メールアドレスの誤りや受信制限設定、その他WEBテストシステムのメンテナンス等により期間内で適切に受験申込やWEBテストの受検ができなかった場合、追試験等は実施しません。時間に余裕を持って手続等を進めてください。
- (2) 2次試験の試験会場は菰野町役場が会場となります。
- (3) 2次試験の持参品はHBの鉛筆等の筆記具、よく消える消しゴムを用意してください。
- (4) 試験についての問い合わせは、菰野町役場総務課へお願いします。

6. 職員募集についてのお問い合わせ先 菰野町役場総務課 TEL059-391-1100

〈参 考〉地方公務員法第16条〔欠格条項〕

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日(昭和22年5月3日)以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者